

平成30年度水産動植物登録保留基準設定検討会（第1回）
議事要旨

1. 日 時 平成30年4月20日（金）13：30～17：15
2. 場 所 経済産業省別館 第1107会議室
3. 出席委員 座 長 五 箇 公一
委 員 稲生 圭哉 今泉 圭隆
菊地 幹夫 菅谷 芳雄
須戸 幹 富田 恭範
永井 孝志 山本 廣基
山本 裕史 與語 靖洋
横山 淳史

（敬称略、五十音順）

4. 議 事

- (1) 検討会の運営及び座長の選出
(2) 個別農薬の基準値案の設定
(3) その他

5. 議事概要

- (1) 検討会の運営及び座長の選出

平成30年度水産動植物登録保留基準設定検討会開催要領に基づき、委員の互選により、座長として五箇委員が選出された。また、座長代理として山本裕史委員と菅谷委員が指名された。

- (2) 個別農薬の基準値案の設定

10農薬（シクロピリモレート、イソキサチオン、ピラゾキシフェン、クロルピクリン、2,4-Dイソプロピルアミン塩（2,4-PAイソプロピルアミン塩）、2,4-Dエチル（2,4-PAエチル）、2,4-Dジメチルアミン（2,4-PAジメチルアミン）及び2,4-Dナトリウム塩一水化物（2,4-PAナトリウム塩一水化物）、キャプタン、ジベレリン）が審議された。

このうち、2,4-Dエチル（2,4-PAエチル）の1農薬については継続審議とされ、その他の9農薬については基準値案が設定された。

- (3) その他

フミン酸添加による毒性緩和試験について、金属へのキレート作用により毒性が緩和される農薬では適切な緩和係数が得られないため、無機金属殺菌剤、有機銅殺菌剤等では採用しない方針が示された。

農薬の登録保留基準の設定における藻類等の取扱いについて検討が行われた。

農薬取締法の一部を改正する法律案の概要について、事務局から報告が行われた。